

不適切な水利使用のあった10電力会社に対する 再発防止策と重大な違反事案に対する監督処分について

1. 経緯

昨年10月31日に中国電力(株)の俣野川発電所の土用(ドヨ)ダムに係る報告データの改ざんが明らかになって以降、10電力会社に対し、河川法手続き、報告データ、超過取水等に係る不適切事案について、違反のおそれがある事案を含め、すべからず精査する自己点検を求め、3月14日までに報告があった。

これら10電力会社からの報告について、地方整備局等と連携し、検討を行い、

- ① 法令遵守意識や社内のチェック体制が不十分であること等が発生原因とする各社の報告を踏まえ、これらの問題点に対応するための再発防止策
- ② 超過取水、無許可改築、データ改ざん等重大な河川法令違反が確認された事案に応じた許可の取消、許可取水量の減量、改築命令等の不適切な状態を是正するための処分

について、以下のとおり、河川法第75条第1項に基づき所要の措置を命じる監督処分を行う方針を固め、本日、河川法第75条第1項に基づく監督処分を行うために必要な手続き(河川法第35条第1項に基づく関係行政機関の長との協議、河川法第36条第1項に基づく都道府県知事への意見聴取、行政手続法第13条に基づく聴聞・弁明の機会の付与)を開始した。

2. 再発防止策

(1) 10 電力会社に取り組を命じる再発防止策

10 電力会社からの報告を踏まえ、不適切事案の再発防止を徹底するため、以下の措置を電力会社に命じる。

- ① 水利使用に係る適正性の確認体制の整備
組織横断的かつ責任の所在が明確となる体制を1か月以内に構築し、各年度ごとに当該確認体制の実効性を報告すること。
- ② 河川法令の遵守意識の徹底
各年度ごとに、研修等の実施計画を策定し、前年度の実施状況を合わせて報告すること。
- ③ 河川法令手続きに係る事前相談の徹底
不適切事案の再発防止と河川管理者との意思疎通の確保のために、事前相談を徹底するとともに、工事計画、工事実績、工事履歴、報告データに係る測定予定表等を国土交通省に報告すること。
- ④ 定期的な自己点検の実施
外部専門家を含めた体制により再発防止策が適切に実施されているか否か等について自己点検の上、国土交通省に定期的（原則5年間ごと）に報告すること。

(2) 上記(1)の取組を徹底させるための国土交通省の取組

10 電力会社に取り組を命じる再発防止策とあわせ、国土交通省においても以下の措置に取り組む。

- ① 法令遵守の指導強化
河川法令の遵守のための指導を強化する。その一環として基本的な事例集等参考となる情報を提供。
- ② 不定期検査の実施
検査・監督の強化のため、いわゆる抜き打ち的に行う不定期検査を実施。
- ③ データ報告の厳格化
取水量等のデータ報告の内容の真正性を担保するため、今後の報告を河川法第78条に基づくものとする。
- ④ 再発防止策のフォローアップ
報告内容等の精査を通じ、10 電力会社の再発防止策のフォローアップを実施。

3. 重大な違反事案に対する処分方針

(1) 河川法第23条関係（流水の占用の許可）

① 東京電力(株) 塩原（シハラ）発電所 栃木県

【事案の概要】

貯留は湛水時のみとする水利使用許可に違反し、初期湛水を開始した平成5年以降、浸透水分を補充するため違法に取水し貯留を続けた。違法取水量は累計で少なくともダム有効貯水容量の10倍を超え、かつ、下流利水者が取水制限中の期間（平成6年、平成8年、平成13年）も違法取水を続け、さらにこれら事実を隠ぺいするために報告データの改ざんを行っていた。

【処分】許可取消

大量の違法取水を行い、かつ、水利権が形骸化（取水は初期湛水時のみ）しているため、水利権を取消す。発電を再開しようとする場合、1年以内に浸透水防止対策と新たな許可申請を求め、発電再開後3年間は、浸透水防止対策の効果検証のため、1か月／年の使用停止とする。

② 関西電力(株) 川合（カワイ）発電所 奈良県

【事案の概要】

川迫（コサ）ダム及び4溪流から取水して発電を行っているが、昭和15年の運転開始以来、4溪流からの取水が許可量に満たない場合、川迫ダムから超過取水する等違法取水を行っていた。さらに、平成10年には取水口毎の取水量報告が義務付けられたにもかかわらず、超過取水の実態を明らかにしないまま、水利使用の許可を受け、平成10年から平成17年の間においてはかかる事実を隠ぺいするため取水量報告のデータを改ざんしてきた。

【処分】許可内容の変更

5つの取水口のうち、取水量の適正な管理ができていない川迫ダムの取水口からの取水量を減量する。川迫ダムからの取水による発電を再開しようとする場合、適正な取水量管理のための是正計画と新たな許可申請を求め、許可取得後1年間は検証期間として、取水量の測定・報告の頻度を上げる。

③ 関西電力(株) 栃生（トチノ）発電所 滋賀県

【事案の概要】

通水能力不足により許可最大取水量までの取水ができず、許可取水量の一部について、遊休水利権化していたにもかかわらず、当該事実を隠ぺいし、遊休化していないかのような虚偽の申請により昭和52年に許可更新を受けた。

【処分】許可内容の変更

虚偽の申請により、施設能力を超えて許可を受けている取水量分を減量する。許可内容の変更後1年間は検証期間として、取水量の測定・報告の頻度を上げる。

(2) 河川法第26条関係（工作物の新築等の許可）

① 東京電力(株) 小武川（コムカ）第三発電所 山梨県

【事案の概要】

河川法第26条第1項の許可を得ずに、上来沢川（かみかざがわり）ダムについて、ダム堤体を貫通する排砂管の付替という大規模改築工事を行った。さらに、ダム定期検査においてもその事実を隠ぺい（図面、工事履歴）していた。また工事の施行管理の記録も不十分であり、ダムの安全性の確認ができていない。

【処分】施設の改築

無許可の堤体の大規模改築により安全性が確認できない上来沢川ダムについて安全性確保のための是正計画を策定し、当該計画を踏まえた改築に係る法に基づく申請を行うことを命じる。また、安全性が確認されるまでの間、同ダムの使用停止を命じる。さらに、今後10年間をダム管理の適正性の検証期間とし、第三者による点検を行い、その結果を報告する。

② 北陸電力(株) 中宮（チュウグウ）発電所 石川県

【事案の概要】

河川法第26条第1項の許可を得ずに、中宮ダムについて、ダム堤体上の管理橋ピアの根本部分の補強工事を行った結果、流下断面を阻害している。

【処分】施設の改築

中宮ダムについて、当初の流下断面を確保するよう施設改築を命じる。また、改築が完了するまでの間、同ダムの使用停止を命じる。今後10年間をダム管理の適正性の検証期間とし、第三者による点検を行い、その結果を報告する。

③ 北陸電力(株) 中地山（ナカヂヤマ）発電所 富山県

④ 北陸電力(株) 市ノ瀬（イチノセ）発電所 石川県

【事案の概要】

河川法第26条第1項の許可を得ずに、取水堰堤の嵩上げ工事等を行った結果、同堰堤の安定性に問題が生じている。

【処分】施設の改築

取水堰堤について、安定性を確保するよう施設改築を命じる。また、改築が完了するまでの間、同取水堰堤の使用停止を命じる。

(3) 報告データ関係

i) ダム堤体の安全性に係るデータ

- ① 北海道電力(株) 瀬戸瀬発電所(武利(ムリ)ダム、変位量等) 北海道
- ② 東北電力(株) 新水ヶ瀬発電所(水ヶ瀬(ミズガト)ダム、揚圧力等) 山形県
- ③ 東京電力(株) 玉原発電所(玉原(タマハラ)ダム、変位量) 群馬県
- ④ 東京電力(株) 安曇発電所(奈川渡(ナガワタ)ダム、揚圧力) 長野県
- ⑤ 東京電力(株) 水殿発電所(水殿(ミドノ)ダム、揚圧力) 長野県
- ⑥ 東京電力(株) 切明発電所(野反(ノゼリ)ダム、変位量等) 長野県
- ⑦ 中国電力(株) 俣野川発電所(土用(トヨ)ダム、変位量等) 岡山・鳥取県
- ⑧ 電源開発(株) 沼原発電所(沼原(ヌマハラ)ダム、変位量) 栃木県

【事案の概要】

ダムに関し、水利使用規則で報告を求めている堤体の安全性に関わるデータを長期間にわたり改ざんした。

【処分】 第三者による堤体の安全性点検等

ダムの適正管理のための点検、職員研修等を内容とする自己点検計画を策定し、国土交通省に提出するよう命じるとともに、今後10年間を検証期間とし、第三者による堤体の安全性点検を行い、その結果を報告する。

ii) 取水量上限設定プログラム(リミッター)関係

【事案の概要】

水利使用規則において取水量の報告を求めているにも拘わらず、許可最大取水量以上の取水があった場合にも許可最大取水量以内として記録するという不適切なプログラムを設置した。

現時点で未解除の会社：東北電力(株)、中部電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、電源開発(株)

【処分】 早期解除等

プログラムの早期解除と解除までの間の取水量報告の適正性確保のための措置等を内容とする是正計画の提出等を命じる。

*上記(1)、(2)及び(3) i)の15事案については、各事案の経緯・内容について関係公共団体及び関係河川使用者に対する説明とその結果報告をあわせて命じる。

(4) その他

上記の監督処分を行う違反事案以外のものについては、次のとおり、河川法第78条第1項に基づき、今後の適正な管理に必要な報告の徴収を行う。

- ① 冷却水、雑用水の取水については、これまでに取水停止等の指示を行い、不適切な状態を是正してきたことから、今後、是正計画の提出を求め、施設の除却、許可変更の手續等、事案に応じて対応していく。
- ② 河川法第26条第1項の許可を得ずに工作物の改築等を行ったものについては、現況図面・写真等の提出を求め、引き続き精査を進めつつ、施設の安全性に問題のないものについては、嚴重注意とする。
- ③ 堆砂量の報告データの不適切な取扱いについては、事案の内容が施設の安全性に直接関わらないことから、嚴重注意とし、今後の測量計画の報告を求める。

4. 再発防止策フォローアップ委員会（仮称）の設置

水力発電をめぐり、多数の不適切事案が判明したことを踏まえ、水力発電に関する不適切事案に係る再発防止策のフォローアップを行い、再発防止策の効果検証、発電水利の課題の検証、河川管理者の監督体制のあり方等について検討するため、有識者を含めた再発防止策フォローアップ委員会（仮称）を河川局内に設置する。

5. 今後の予定

所要の手續を経た上で、各地方整備局長等より各電力会社に対し、河川法第75条第1項に基づく監督処分を行う。

なお、引き続き10電力会社からの報告内容の精査を行い、必要に応じて監督処分を行う等、適切に対応する。